

## 船橋市北部清掃工場余熱利用施設 指定管理者中間評価委員会について

## 1. 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは「公の施設」の管理手法の一つであり、議会の承認を経て行う「指定」という行政処分により、公の施設の管理を民間事業者等に行わせることができる制度です。

## 2. 業務評価

## (1) 業務評価の実施

法において、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し提出することとなっています。施設の管理運営が協定書、仕様書及び事業計画書に従い適正かつ確実に行われているか、事業報告書及び日々のモニタリング結果から評価を行います。

業務評価には、毎年度ごとに行う内部評価、指定期間が5年以上となる場合や制度導入時及び更新の際に実施を決定する第三者評価があります。

	内部評価	第三者評価
実施施設	全ての制度導入施設	要件を満たす制度導入施設
頻度、実施時期	各年度1回 各年度終了後、事業報告書が提出された後	施設ごとに実施回数が異なる
実施主体	施設所管課	外部委員による評価委員会
実施内容	指定管理者による自己評価 施設所管課による評価	現地審査、資料審査 評価委員会による審査

## (2) 第三者評価の実施方法

第三者評価とは、施設の管理運営に関し、基本協定書、仕様書、事業計画書等どおりに管理運営が行われているか、引き続き指定管理を任せられることができるか等を客観的な観点から厳正かつ公正に評価を行い、施設の管理水準及び利用者へのサービスの向上を図るものです。

北部清掃工場余熱利用施設は指定管理期間が15年のため、第三者評価は5年に1度実施するものとして基本協定書に定められています。

## 3. 北部清掃工場余熱利用施設ふなばしメグspa中間評価について

(1) 評価対象年度：平成29年度から令和2年度（4年間）

(2) 評価方法：現地視察、資料審査

(3) 評価項目の基本的な観点

- ① 基本協定書、仕様書、事業計画書等に記載された事業の履行確認
- ② サービスの質の評価
- ③ サービスの安定性の評価
- ④ 経費等

(4) 審査の流れ

- ① 評価委員の委嘱、中間評価委員会の設置
- ② 評価項目を検討、評価シートの作成
- ③ 現地視察
- ④ 資料審査
- ⑤ 会議で評価を確定

(5) 審査資料：事業計画書、事業報告書、モニタリング結果、利用者アンケート結果、提案書